

1 件名 三浦市水道事業給水条例の一部を改正する条例の基本方針

2 提案の根拠・理由

令和3年3月に策定した「三浦市水道ビジョン（経営戦略）」において、水道事業は広域連携の取組を目指している。その取組のひとつとして、県営水道及び近隣自治体を中心とした県内他の水道事業体と本市におけるサービス等の違いを解消するため、三浦市水道事業給水条例を改正する。

（1）特別な場合における料金の算定について

月の途中で水道の使用を開始し、再開し又は中止したときの料金は、1箇月とみなし算定することになっているため、使用日数にかかわらず1箇月分の料金を算定している。

一方、県内では、三浦市を含む18水道事業体中13事業体において、月の途中での使用開始等で一定の要件を満たす場合には当該月の基本料金を0.5箇月分として算定する方法が用意されていることから、本市においても同様の規定を設ける。

あわせて、月の途中で用途変更があった場合、使用日数の多い用途の料率を適用して料金を算定することになっているが、使用日数が等しいときの規定を加える。

（2）開栓手数料及び閉栓手数料について

本市では給水栓を開栓又は閉栓するときに手数料を徴収しているが、県内では、三浦市を含む18水道事業体中14水道事業体が徴収していないことから、当該手数料を廃止する。

（3）水道使用者等の管理上の責任について

メーターの点検、取替え等時に、障害となる物件がメーターの上に設置されていることが散見される。県内他の水道事業体にはメーターの管理に関して遵守事項が設けられていることを受け、メーターの点検、取替え等を円滑に行うため、本市においても同様の規定を設ける。

また、当該規定の実効性を確保するため、水道使用者等が現行条例の給水装置管理義務及び上記遵守事項に違反した場合には必要な措置命令ができるものとし、同命令に従わなかったときには給水の停止及び過料を科す規定を定める。

3 改正の内容

（1）特別な場合における料金の算定について（第32条関係）

ア 月の中途において水道の使用を開始し、再開し、又は中止したときの料金について、次の各号に該当する場合の基本料金は、当該各号に定める額とする規定を加える。

（ア）使用期間が15日以下であって、かつ使用水量が5立方メートル以下（使用水量がない場合を含む。）の場合 1箇月当たりの基本料金の金額に0.5を乗じて得た額

（イ）使用期間が1箇月を超え45日以下であって、かつ使用水量が15立方メートル以下（使用水量がない場合を含む。）の場合 1箇月当たりの基本料金の金額に1.5を乗じて得た額

イ 月の中途において、その用途に変更があったときは、使用日数の多い用途における料率を適用するが、使用日数が等しいときは、新しい用途における料率を適用する規定に改正する。

(2) 開栓手数料及び閉栓手数料について（第 35 条第 5 号関係）

給水栓を開栓又は閉栓するとき 1 回につき 1,000 円の手数料の規定を削除する。

(3) 水道使用者等の管理上の責任について（第 21 条、第 39 条及び第 41 条関係）

ア 水道使用者等の遵守事項として、次の規定を加える。

(ア) 給水装置を器物又は施設と連結して使用することにより水道水を汚染させないようにすること。

(イ) メーターの点検、検査、取替え又は修繕の障害となる建築物、工作物又は物件をその設置場所に設置しないこと。

(ウ) メーターの点検、検査、取替え又は修繕を妨げる行為をしないこと。

(エ) 給水装置に異状があると認めるときは、直ちに市長に届け出ること。

イ 現行条例の給水装置管理義務のほか、アの（ア）から（ウ）までの規定に違反した者に対し、市長は水道水の汚染又は漏水の防止、障害の除去その他必要な措置を執ることを命ずることができる規定を加える。

ウ 水道使用者等が、正当な理由がなくてイの市長の命令に従わなかったときに、市長は給水を停止することができる規定を加える。

エ 水道使用者等が、正当な理由がなくてイの市長の命令に従わなかった者に対し、市長は 5 万円以下の過料を科する規定を加える。

4 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

5 経過措置

施行日前の事案に対する料金の算定並びに開栓手数料及び閉栓手数料の徴収について従前のとおりとするため、必要な経過措置を設ける。

(※当初の資料から次の点について、令和 5 年 7 月 28 日に修正しました。

- ・当初資料中、「2 提案の根拠・理由」の「(3)」の第 2 段落目の文章中、『～水道使用者等が遵守事項に違反した場合には～』を『～水道使用者等が現行条例の給水装置管理義務及び上記遵守事項に違反した場合には～』に修正。
- ・「3 改正の内容」の「(2)」中、『(第 35 条第 1 項第 5 号関係)』を『(第 35 条第 5 号関係)』に修正。
- ・「3 改正の内容」の「(3)」の「イ」中、『前項の遵守事項の（ア）から（ウ）まで』を『現行条例の給水装置管理義務のほか、アの（ア）から（ウ）まで』に修正。）